

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第23-1小委員会
事務局	一般社団法人 日本配線システム工業会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C XXXX (201X)
対応国際規格番号（版）	対応する国際規格はない。
規格タイトル	配線器具の安全性
適用範囲に含まれる主な電気用品名	配線器具（点滅器、開閉器、ミシン用コントローラ、カットアウト、接続器、ライティングダクト、調光器）
廃止する基準及び有効期間	新規制定 JIS であって、旧版 JIS はない。

<審議中に問題となったこと>

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。

1 このJIS（配線器具の安全性）について

a) このJIS 原案作成の目的

電気用品安全法の技術上の基準を定める省令が性能規定化され（平成26年1月に施行）、現在使用されている電気用品の技術基準省令の解釈（以下、技術基準解釈という。）は、将来的に **JIS** 等の公的規格を整合規格として取り入れ、廃止して行くこととされている。

配線器具に関しては、技術基準解釈 別表第十二に規定している **IEC** 規格による **JIS** によるものは、**IEC** 規格による電気工事の規則の下で使用され、技術基準解釈別表第四によるものは、我が国の従来からの電気工事の規則の下で使用されることによって、安全協調が図られている。

しかし、技術基準解釈は、廃止して行くこととされているので、従来からの電気工事の規則の下で使用する配線器具を存続させるためには技術基準解釈別表第四による規定内容を今後とも存続させることが必要であり、技術基準解釈別表第四を基とした**このJIS**を制定し、整合規格として取り入れて頂くことを目的とし、**このJIS**原案を作成した。

b) このJISの概要

このJISは、技術基準解釈 別表第四 配線器具を基に作成した配線器具の安全性を定める **JIS** である。なお、調光器は現在、技術基準解釈 別表第八に規定されているが、配線器具の点滅器等と同様に負荷機器である照明器具等を接続することで機能し、また壁に施工することなど目的・設置形態から、配線器具の一つとも考えられるため、**このJIS**に含めて規定している。また、**このJIS**で引用する必要がある電気用品安全法 施行令、施行規則、技術基準解釈なども内容を変更せず書き下して規定している。

c) このJISの位置付け

配線器具の **JIS** に関しては、**このJIS**を制定することによって3系列の **JIS** が存在することとなるが、それらは二つに分けられる。一つは **JIS** マークを表示するための性能及び互換性などを規定する“製品規格”としての **JIS**、例えば、点滅器は **JIS C 8304**、接続器は **JIS C 8303** などで、もう一つは配線器具の安全性を規定する“安全規格”としての **JIS** である。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

“安全規格”のJISは、さらに二つに分けられる。一つはIEC規格による電気工事の規則に適したIEC規格によるJIS、例えば、点滅器はJIS C 8281の規格群、接続器はJIS C 8282の規格群などである。もう一つは、我が国の従来からの電気工事の規則に適した配線器具のこのJISである。

d) 国際規格とこのJISとの関係

このJISは、電気用品安全法 技術基準解釈 別表第四を基にしている。配線器具には国際規格に準拠した整合規格JISが技術基準解釈 別表第十二にあるが、我が国の配電事情に則して規定したこのJISは我が国固有の規格であって対応する国際規格はない。

2 規格の制定審議で問題となった主な事項

a) 規格の構成（全般）

箇条の項建では、検討し、技術基準解釈 別表第四及び関連する法規等の項目を分解・整理して、すでに整合規定化されているJISの箇条形態を考慮して構成した。

規格の構成

電気用品安全法 施行令, 施行規則, 技術基準省令の解釈 電気用品の範囲等の解釈等	JIS XXXX 配線器具の安全性	
別表第四 1 共通の事項 (1) 材料 (2) 構造 (3) 部品及び附属品	3 用語及び定義, 4 一般要求事項, 5 試験のための一般要求事項, 6 定格及び分類, 7 表示, 8 寸法, 9 感電に対する保護, 10 接地接続, 11 端子及び導電部の接続部, 12 構造, 13 部品及び附属品, 14 防水性, 15 開閉性能, 16 温度上昇, 17 絶縁性能, 18 機械的強度, 19 耐熱性, 耐湿性, 耐アーク性及び耐候性, 20 導電材料, 接地用端子の材料, 鉄及び鋼, 21 絶縁距離及び絶縁物の厚さ, 22 絶縁材料の耐過熱性, 耐燃性及び耐トラッキング性, 23 耐食性, 24 遠隔操作機構をもつもの, 25 電磁環境両立性	本文
別表第四 2 点滅器 ～ 7 ライティングダクト及びその附属品	附属書 A (規定) 点滅器 ～ 附属書 F (規定) ライティングダクト及びその附属品	附属書
別表第四 2 点滅器 別表第八 (103) 調光器	附属書 G (規定) 調光器	
別表第六 1 (1), (2)	附属書 H (規定) 変圧器及び電圧調整器	
別表第四 附表第一 ～ 附表第六	附属書 I (規定) 端子部の強度試験 ～ 附属書 N (規定) 衝撃波不動作性能試験	
別表第十 1 章, 5 章, 7 章	附属書 O (規定) 雑音の強さ	
別表第十一	附属書 P (規定) 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

別表第四 附表第七 別表第八 附表第六	附属書 Q (規定) 配線器具の表示の方式		
電気用品安全法・施行令 第一条 別表第一, 別表第二 ・施行規則 別表第一 電気用品の区分, 別表第二 型式の区分 ・通達 電気用品の範囲等の解釈等について	附属書 R (規定) 配線器具の範囲及び分類		

b) 規格の混用防止 (序文)

この JIS は、我が国独自の JIS であり、我が国の屋内配線設備に使用する配線器具の安全性に関わる規格であるので、技術基準解釈 別表第十二にある IEC 規格による JIS の規格群等との混用を禁止することを明記した。次に主な規格を示す。

- JIS C 8281 (家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ) の規格群
- JIS C 8282 (家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント) の規格群
- JIS C 8283 (家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー) の規格群
- JIS C 8285 (工業用プラグ, コンセント及びカプラ) の規格群
- JIS C 8280 (ねじ込みランプソケット) の規格群
- JIS C 2814 (家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具) の規格群
- JIS C 4526 (機器用スイッチ) の規格群
- この規格で規定するものを除く雑音の強さの規格群

c) 電線及びヒューズ (電線関係 : 12.3, 12.5, 13.2.1, 13.2.2, 21.2.1, E.12.105, E.12.107.1, ヒューズ関係 : B.11.102.1, E.12.101.6, M.1.2)

この JIS の規定の基としている技術基準解釈 別表第四では、電線及びヒューズを技術基準解釈別表より引用しているが、JIS では直接技術基準解釈から規定を引用することはできない。

別表第一及び別表第十二による電線、また別表第三によるヒューズ等の表記は、“危険が生じるおそれのない電線”及び“危険が生じるおそれのないヒューズ”等とし、“危険が生じるおそれのない電線”とは“別表第一及び別表第十二による電線”であること、及び“危険が生じるおそれのないヒューズ”とは“別表第三によるヒューズ”であることを解説に記載した。

d) 調光器 (附属書 G)

この JIS の作成に当たっては、調光器をこの JIS で扱えるように、要求事項、試験方法、合否判定基準などについて規定し附属書とした。規定内容は、技術基準解釈 別表第八 調光器の構造、性能等に関する要求事項の内容を考慮し別表第四の配線器具に倣い、端子構造、端子強度、外郭強度、耐熱性、絶縁距離、端子温度上昇などを附属書として追加して規定した。

e) 変圧器 (附属書 H)

技術基準解釈から直接引用できない別表第六の変圧器に関する規定については、引用している箇条を附属書として書き下した。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

f) 雑音の強さ (附属書 O)

JIS では引用できない技術基準解釈 別表第十の雑音の強さの 1 章 (共通事項), 5 章 (電熱器具, 動力応用機器及び配線器具等) 及び 7 章 (照明器具等) の規定内容を基にし, この JIS に雑音の強さに関する要求事項, 試験方法, 判定基準などについて附属書として書き下して規定した。

g) 絶縁物の使用温度の上限値及び試験方法 (附属書 P)

JIS では引用できない技術基準解釈 別表第十一 (電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値) の規定内容を基にし, この JIS に電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値に関する要求事項, 試験方法, 判定基準などについて附属書として書き下して規定した。

h) 配線器具の範囲及び分類 (附属書 R)

JIS では引用できない電気用品安全法施行令で規定する配線器具の適用範囲, 施行規則の別表第二で規定する品名・要素・区分, 及び電気用品の範囲等の解釈についての規定内容を基に配線器具の範囲及び分類について附属書として書き下して規定した。

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準の省令とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
	対応する国際規格はないので, 記述すべき差異はない。	

<主な改正点>

新規制定 JIS で旧版はないので, 記述すべき改正点はない。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準の省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	一般要求事項 配線器具は、通常の使用状態において十分な性能があり、この規格の意図する範囲において使用者及び周囲に危険が生じるおそれがないよう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作が円滑で、この規格の該当する全ての要求事項及び規定する試験に適合しなければならないことを規定	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条12 12.1 12.1.1～12.1.9	一般要求事項 危険が生じるおそれがないよう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作が円滑であることを規定 構造 形状、組立及び動作：通常の使用状態において危険が生じるおそれのないもので、形状が正しく、組立が良好かつ動作が円滑であることを規定	
				箇条24 24.1 24.3 b) 5)	遠隔操作機構をもつもの 遠隔操作で閉路機能をもつ特定の器具を限定する規定 動作の円滑性、通信への外乱に対する誤動作防止について規定	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 箇条12 12.1～12.5 箇条13 13.1～13.8	接地接続 感電を防止する接地接続について規定 構造 形状が正しく、組立が良好かつ動作が円滑、張力除去 電源電線を収納する巻取機構、電子管、コンデンサ、半導体素子、抵抗器などをもつ絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路、器具間接続電線を持つ器具について規定 部品及び付属品 部品又は付属品の定格電圧、定格電流及び許容電流、電源電線等、	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					接地線、附属する点滅器、附属する開閉器、附属する接続器、変圧器及び電圧調整器、コンデンサについて規定	
				12.1	形状、組立及び動作	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器、遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態を考慮して安全性規定をしている。
				12.1.1 g)	人体検知センサ付機器に接続する負荷機器を制限して規定	
				箇条 24	遠隔操作機構をもつもの	
				24.1	遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定	
				24.3 a)	音声利用遠隔操作機器に接続する負荷機器を限定して規定	
				24.3 b)	通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具	
				24.3 b)1)	接続する負荷機器を判定することを規定	
				24.3 b)2)	通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定	
				24.3 b)3)	負荷機器の近くにいる人への危険を回避対策について規定	
				24.3 b)4)	遠隔操作による動作の確実性：操作結果のフィードバック確認、動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起を取扱説明書等に記載することを規定	
				24.3 b)5)	動作の円滑性：通信への外乱に対する誤動作防止について規定	
				24.3 b)6)	回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定	
				24.3 b)7)	同時に外部の2箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定	
				24.3 b)8)	適切な誤動作防止対策について規定	
				24.3 b)9)	出荷状態での、配線器具の遠隔操作機能の無効化について規定	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	表示 器具の器体及び／又は部品への表示について規定	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器・遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態を考慮
				7.2～ 7.4	接地線及び接地用端子、連結端子、機器組込み用である旨の表示について規定	
				12.1	形状、組立及び動作	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器・遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態を考慮
				12.1.1 g)	人体検知センサ付き機器に接続する負荷機器を制限して、照明用、警報用、インターホン用、音響機器用、換気扇用又は温風機用である旨の表示することを規定	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		るものとする。		<p>箇条 24</p> <p>24.1</p> <p>24.3 a)</p> <p>24.3 b)</p> <p>24.3 b)4)</p>	<p>遠隔操作機構をもつもの</p> <p>遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定</p> <p>音声を利用した遠隔操作機構をもつ屋内用の接続器に接続できる負荷機器を器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することを規定</p> <p>通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具</p> <p>使用者への注意喚起を取扱説明書等に記載することを規定</p>	して規定をしている。
第四条	供用期間 中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 11</p> <p>11.6</p> <p>箇条 15</p> <p>箇条 18</p> <p>18.1</p> <p>18.2</p> <p>19.2</p>	<p>端子及び導電部の接続部</p> <p>電線接続端子の通電サイクル試験について規定</p> <p>開閉性能</p> <p>機械的、電気的及び熱的ストレスに耐える開閉性能について規定</p> <p>機械的強度</p> <p>器体を貫通する電源電線等をもつものについて規定</p> <p>器体に電源電線等を収納する巻取機構について規定</p> <p>電気及び熱絶縁物の熱劣化推定温度以下での使用について規定</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 1</p> <p>箇条 12</p> <p>12.1.1</p> <p>箇条 14</p> <p>14.1</p> <p>19.4</p> <p>12.1</p> <p>12.1.1 g)</p> <p>箇条 24</p> <p>24.1</p> <p>24.3 a)</p>	<p>適用範囲：防爆形及び油入形を除く定格電圧が 100～300 V の交流の電路に用いる配線器具について規定</p> <p>構造</p> <p>通常の使用状態において危険が生じるおそれのないもので、形状が正しく、組立が良好かつ動作が円滑であることを規定</p> <p>防水性</p> <p>屋外用の露出形、防雨形又は防浸形のものについて規定</p> <p>屋外用の外郭の材料について規定</p> <p>形状、組立及び動作</p> <p>人体検知センサ付機器に接続する負荷機器を制限して規定</p> <p>遠隔操作機構をもつもの</p> <p>遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定</p> <p>音声利用遠隔操作機器の負荷機器を限定して規定</p> <p>通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具について規定</p>	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器・遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態を考慮して規定をしている。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				<p>24.3 b) 接続する負荷機器を判定することを規定</p> <p>24.3 b)1) 通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定</p> <p>24.3 b)2) 負荷機器の近くにいる人への危険を回避対策について規定</p> <p>24.3 b)3) 遠隔操作による動作の確実性：操作結果のフィードバック確認、動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起を取扱説明書等に記載について規定</p> <p>24.3 b)4) 動作の円滑性、通信への外乱に対する誤動作防止について規定</p> <p>24.3 b)5) 回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定</p> <p>24.3 b)6) 同時に外部の2箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定</p> <p>24.3 b)7) 適切な誤操作防止対策について規定</p> <p>24.3 b)8) 出荷状態での、配線器具の遠隔操作機能の無効化について規定</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 17 絶縁性能</p> <p>箇条 19 耐熱性、耐湿性、耐アーク性及び耐候性</p> <p>19.1 器体の材料について規定</p> <p>19.2 電気絶縁物及び熱絶縁物について規定</p> <p>19.3 アークが達する部分に用いる電気絶縁物について規定</p> <p>19.4 屋外用の外郭の材料について規定</p>	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 9 感電に対する保護：充電部、台の裏面、通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面などの感電保護について規定</p>	
第七条第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 9 感電に対する保護</p> <p>9.1 充電部</p> <p>9.1.3 b) 2) 1 mA 以下の充電部について規定</p> <p>13.2.2 a) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線 1 mA 以下の回路について規定</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				21.1.2 c) 2)	絶縁変圧器の 2 次側の回路、整流後の回路などの構造上やむを得ない部分の試験 1mA 以下について規定	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	簡条 10	接地接続：短絡時の感電を防止する接地について規定	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	簡条 16 簡条 19 19.3 簡条 22	温度上昇 器体、部品及び付属品の過度の温度上昇とならないことを規定 耐熱性、耐湿性、耐アーク性及び耐候性について規定 アークが達する部分に用いる電気絶縁物について規定 絶縁材料の耐過熱性、耐燃性及び耐トラッキング性について規定	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	簡条 16 19.2	温度上昇 器体、部品及び付属品の過度の温度上昇とならないことを規定 電気絶縁物及び熱絶縁物：電気絶縁物及び熱絶縁物は、接触又は近接した部分の温度に十分耐えるものであることを規定	
第十一条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	12.1 12.1.1 12.1.1 g) 簡条 24 24.1 24.3 a) 24.3 b)	形状、組立及び動作 通常の使用状態において危険が生じるおそれのないもので、形状が正しく、組立が良好かつ動作が円滑であることを規定 人体検知センサ付機器に接続する負荷機器を制限して規定 遠隔操作機構をもつもの 遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定 音声利用遠隔操作機器の負荷機器を限定して規定 通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具について規定 接続する負荷機器を判定することを規定	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器、遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態での機械的危険源による危害を考慮して規定をしている。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				24.3 b) 1)	接続する負荷機器は、遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策をすることによって遠隔操作に伴う危険源がないものに限定し、することを規定	
第十一条 第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 18.1 20.2 20.2 a) 20.2 b)	機械的強度 器体、部品及び付属品は、通常の使用状態において生じるおそれのあるストレスに耐える機械的強度について規定 接地用端子の材料 接地用端子は、機械的強度をもつさびにくい材料について規定 機械的強度をもつさびにくい材料について規定	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.2 9.2a), 9.2b) 箇条 23	台の裏面、通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面、電線取付部及びカバー付ナイフスイッチの充電部 絶縁物としての硫黄の使用禁止について規定 耐食性：さびの発生の防止について規定	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を、外部に発生するものは、ない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転において、人体に危害を及ぼし、又は物件に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	本文 付属書	箇条 1, 箇条 3～箇条 25 A～H	基本的に無監視状態で使用されるものであり、考慮して規定をしている。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

	計	損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		<p>12.1 形状、組立及び動作</p> <p>12.1.1 g) 人体検知センサ付機器に接続する負荷機器を制限して規定</p> <p>箇条 24 遠隔操作機構をもつもの</p> <p>24.1 遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定</p> <p>24.3 a) 音声利用遠隔操作機器の負荷機器を限定して規定通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具について規定</p> <p>24.3 b) 接続する負荷機器を判定することを規定</p> <p>24.3 b)1) 通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定</p> <p>24.3 b)2) 操作結果のフィードバック確認、動作保証試験の実施について規定</p> <p>24.3 b)3) 動作の円滑性、通信への外乱に対する誤動作防止について規定</p> <p>24.3 b)4) 回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定</p> <p>24.3 b)5) 同時に外部の 2 箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定</p> <p>24.3 b)6) 適切な誤操作防止対策について規定</p>	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器、遠隔操作機器にあっては、負荷機器を接続した状態での無監視状態の運転を考慮し、規定をしている。
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>12.1 形状、組立及び動作</p> <p>12.1.3 開閉機構をもつもの</p> <p>12.1.3 b) 重力、振動などによって開閉するおそれがないことを規定</p>	
				<p>12.1 形状、組立及び動作</p> <p>12.1.1 g) 人体検知センサ付機器に接続する負荷機器を制限して規定</p> <p>箇条 24 遠隔操作機構をもつもの</p> <p>24.1 遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定</p> <p>24.3 a) 音声利用遠隔操作機器の負荷機器を限定して規定</p> <p>24.3 b) 通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具について規定</p> <p>24.3 b)1) 接続する負荷機器を判定することを規定</p> <p>24.3 b)2) 通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定</p> <p>24.3 b)3) 負荷機器の近くにいる人への危険を回避対策について規定</p> <p>24.3 b)4) 動作保証試験の実施について規定</p> <p>24.3 b)5) 動作の円滑性、通信への外乱に対する誤動作防止について規定</p> <p>24.3 b)6) 回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定</p> <p>24.3 b)7) 同時に外部の 2 箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定</p>	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付機器、遠隔操作機器にあっては、負荷機器を接続した状態での不意な始動の場合を考慮し、規定をしている。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				24.3 b)8)	適切な誤操作防止対策について規定	
				24.3 b)9)	出荷状態で、配線器具の遠隔操作機能の無効化について規定	
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	12.1	形状、組立及び動作	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付き機器、遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態での再始動での運転を考慮し、規定をしている。
				12.1.1 g)	人体検知センサ付き機器の負荷機器を限定して規定	
				箇条24	遠隔操作機構をもつもの	
				24.1	遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定	
				24.3 a)	音声利用遠隔操作機器に接続する負荷機器を限定して規定	
				24.3 b)	通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具	
				24.3 b)1)	接続する負荷機器を判定することを規定	
				24.3 b)2)	通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定	
				24.3 b)3)	負荷機器の近くにいる人への危険を回避対策について規定	
				24.3 b)5)	動作の円滑性：通信への外乱に対する誤動作防止について規定	
				24.3 b)6)	回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定	
				24.3 b)7)	同時に外部の2箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定	
				24.3 b)8)	適切な誤操作防止対策について規定	
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	12.1	形状、組立及び動作	意図しない操作・作動をするおそれのある人体検知センサ付き機器、遠隔操作機器にあつては、負荷機器を接続した状態での不意な動作の停止の場合を考慮し、規定をしている。
				12.1.1 g)	人体検知センサ付き機器に接続する負荷機器を制限して規定	
				箇条24	遠隔操作機構をもつもの	
				24.1	遠隔操作で閉路機能をもつ器具を限定して規定。	
				24.3 a)	音声利用遠隔操作機器の負荷機器を限定して規定	
				24.3 b)	通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具	
				24.3 b)1)	接続する負荷機器を判定することを規定	
				24.3 b)2)	通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定	
				24.3 b)3)	負荷機器の近くにいる人への危険を回避対策について規定	
				24.3 b)4)	動作保証試験の実施について規定	
				24.3 b)5)	動作の円滑性、通信への外乱に対する誤動作防止について規定	
				24.3 b)6)	回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定	
				24.3 b)7)	同時に外部の2箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定	
				24.3 b)8)	適切な誤操作防止対策について規定	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	12.5 13.2 13.1 13.3 20.2	器具間を接続する電線をもつものについて規定 電源電線等について規定 部品又は付属品の定格電圧、定格電流及び許容電流 接地線について規定 接地用端子の材料について規定	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.2 24.3 b) 24.3 b)2) 24.3 b)5) 24.3 b)6) 24.3 b)7) 箇条 25 25.1	遠隔操作機構をもつもの 雑音耐性 指定する機器の雑音耐性について規定 通信回線を利用した遠隔操作機構を有する配線器具 通信回線が故障・途絶での安全状態の維持について規定 動作の円滑性、通信への外乱に対する誤動作防止について規定 回線の一時的途絶・故障等に対する安全対策について規定 同時に外部の 2 箇所以上からの遠隔操作の安全対策について規定 電磁環境両立性 雑音耐性：赤外線、電力線搬送波による遠隔操作機器の誤動作防止について規定	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.2	電磁環境両立性 雑音の強さ：附属書 O（雑音の強さ）で規定	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 12.1 12.1.3 d) 箇条 24 24.3 a) 1)	表示 器体への表示は附属書 Q（配線器具の表示の方式）で、部品への表示は 7.2 及び 7.3 によるほか、A.7、E.7、G.7 で規定 形状、組立及び動作 開閉の操作又は状態を文字、色などによって表示することを規定 遠隔操作機構をもつもの 遠隔操作で閉路できる負荷機器の容量を器体の表面の見やすい箇所	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				<p>24.3 a) 2) に容易に消えない方で表示することを規定</p> <p>24.3 b) 遠隔操作で接続できる負荷機器を器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方で表示することを規定</p> <p>24.3 b) 通信回線を利用した遠隔操作機構</p> <p>24.3 b) 4.2) 使用者への注意喚起を取扱説明書等への表示することを規定</p>		
第二十条 第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	この規格では規定しない	<p>長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。</p> <p>又は、省令のみで整合規格は不要。</p>
第二十条 第2項	表示（長期使用製品安全表示制度に	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

	よる表示)	と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上
第二十条 第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
--	--	----------------------------------	--	--	--	--